

警備員等の検定の実施に関する規程

平成 18 年 5 月 10 日

公安委員会規程第 11 号

公安委員会委員長

警備員等の検定の実施に関する規程を次のように定める。

警備員等の検定の実施に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に規定する検定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検定担当者)

第 2 条 生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、所属の警部以上の階級にある警察官の中から検定担当者を指定するものとする。

2 前項の検定担当者は、検定に係る次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 学科試験及び実技試験の実施時期、場所、種別及び級の決定に関すること。
- (2) 次条に規定する検定実施計画書の作成に関すること。
- (3) 学科試験及び実技試験の問題作成に関すること。
- (4) 学科試験及び実技試験の実施の監督に関すること。
- (5) 検定の合否の判定に関すること。
- (6) 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

(検定実施計画書の作成等)

第 3 条 保安課長は、事前に検定担当者が作成した、次の事項を記載した検定実施計画書に基づき検定を実施するものとする。

- (1) 警備業務の種別及び級
- (2) 受検予定人員
- (3) 実施予定期日及び場所
- (4) 実施予定期日における日程
- (5) 検定に従事する者の氏名
- (6) 使用する資機材

2 検定の実施時期及び回数については、警備業者数、警備員数等の事情を勘案して決定すること。

3 1回の検定は、おおむね30人を対象に実施するものとする。

(検定実技試験員の指定)

第4条 保安課長は、次の各号のいずれかに該当する者の中から検定実技試験員を指定するものとする。

- (1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員
- (2) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる警察職員

2 検定実技試験員を指定するときは、指定書(別記様式第1)を交付するものとする。

(検定の公示手続)

第5条 保安課長は、検定を行おうとするときは、当該検定の実施予定期日の90日前までに次の事項を埼玉県報又は埼玉県警察ホームページに掲載し、及び埼玉県公安委員会の掲示板に掲示するなどして、公示するものとする。

- (1) 検定の実施期日及び実施場所
- (2) 検定に係る警備業務の種別及び級
- (3) 検定申請の期限
- (4) 検定申請書の提出先及び提出方法
- (5) 検定申請に必要な書類
- (6) 手数料の納入時期及び納入方法
- (7) 定員
- (8) 受検資格(1級の検定に限る。)
- (9) 検定申請者の数が定員を超える場合において受検を認める者の選択の方法

(1級の検定の受検資格)

第6条 1級の検定を受けることができる者のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第2項に定めるものには、1級の検定受検資格基準及び認定手続(別添1)の資格認定の基準を満たし、資格認定の手続により認定を受けたものが該当するものとする。

(合格証明書の不交付)

第7条 法第23条第5項において準用する第22条第4項に定める欠格事項に該当したことにより、合格証明書を交付しない場合は、交付しない理由を記載した合格証明書不交付通知書(別記様式第2)により合格証明書を交付しないことを通知するものとする。

2 法第23条第5項において準用する第22条第7項の規定により合格証明書の返納を命ずる場合は、返納を命ずる理由を記載した返納命令書(別記様式第3)を交付することにより行うものとする。

(検定の実施)

第8条 検定は、学科試験及び実技試験の実施要領(別添2)により実施するものとする。

(検定に係る報告)

第9条 保安課長は、検定に関し、別に定め、又は指示があるもののほか、実施状況について検定実施結果報告(別記様式第4)に従い、当該検定が終了した日から2週間以内に警察庁生活安全局生活安全企画課長宛てに報告する。

附 則

この規程は、平成18年5月10日から実施する。

附 則(平成20年5月8日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成20年6月1日から実施する。

附 則(平成27年3月6日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成28年3月23日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(令和3年3月16日公安委員会規程第2号)

1 この規程は、令和3年3月16日から実施する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

公委 第 号

指 定 書

殿

警備員等の検定の実施に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会
規程第11号）第4条第2項の規定により、 年 月 日か
ら1年間、検定実技試験員として指定します。

年 月 日

埼玉県公安委員会



別記様式第2（第7条関係）

（表面）

合 格 証 明 書 不 交 付 通 知 書

住 所

氏 名 殿

警備業法第23条第5項において準用する第22条第4項の規定により、合格証明書を交付しないこととしましたので通知します。

理 由

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3（第7条関係）

（表面）

合 格 証 明 書 返 納 命 令 書

第 年 月 日 号

殿

埼玉県 公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する第22条第7項の規定により、
公安委員会第 号 年 月 日交付の合格証明書の
返納を命ずる。

氏 名		生年月日	
住 所			
交付年月日		合格証明書番号	
警備業務の種別及び級			
理由			

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4（第9条関係）

検定実施結果報告書

()

警備業務の種別及び級		警備業務 級
実施年月日		年 月 日
受検申請者数(うち警備員以外)		人(人)
受検票交付者数(うち警備員以外)		人(人)
受検者数(うち警備員以外)		人(人)
学 科 試	合格者数(うち警備員以外)	人(人)
	合格 率	%
	平均点(最高点、最低点)	点(点、 点)
実 技 試	合格者数(うち警備員以外)	人(人)
	合格 率	%
	平均点(最高点、最低点)	点(点、 点)
最終合格者数(うち警備員以外)		人(人)
最終合格 率		%
最終平均 点		点
年 齢	受検者の最高年齢	歳
	受検者の最低年齢	歳
	合格者の最高年齢	歳
	合格者の最低年齢	歳
	合格者の平均年齢	歳
警 備 業 務 経	受検者の最高経過年数	年
	受検者の最低経過年数	年
	合格者の最高経過年数	年
	合格者の最低経過年数	年
	合格者の平均経過年数	年

別添 1

1 級の検定受検資格基準及び認定基準

1 資格認定の基準

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る**警備員**の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の**警備員**等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるものであること。
- (2) 指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (3) 警察官の職にあった期間が通算して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (4) 登録講習機関の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (5) 前記(1)から(4)までに準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。

2 資格認定の手続

- (1) 資格認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、その住所地又はその者が**警備員**である場合におけるそのものが属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に、1級検定受検資格認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を提出させること。
- (2) 申請書には、申請者が前記1に掲げる基準のいずれかに該当することを証する次の書面を添付させること。

ア 前記1(1)に該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定の合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する警備業務従事証明書（警備業務従事証明書を提出できない場合は誓約書及び履歴書。以下同じ。）

イ 前記 1 (2)に該当する者にあつては、指定講習を行っていた法人の発行した講師として委嘱していた旨の書面

ウ 前記 1 (3)に該当する者にあつては、警察官の職にあつた期間が継続して 3 年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

エ 前記 1 (4)に該当する者にあつては、登録講習機関の発行した講師として委嘱している旨の書面

オ 前記 1 (5)に該当する者にあつては、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

(3) 申請者が前記 1 に掲げる基準に該当すると認めるときは、1 級検定受検資格認定書（別記様式第 2 号）を交付すること。

(4) 申請者が前記 1 に掲げる基準に該当しないと認めるときは、1 級検定受検資格不認定通知書（別記様式第 3 号）によりその旨を通知すること。

3 報告

資格認定を行おうとする場合は、前記 1 (1)の場合を除いて、その都度、申請者の氏名、住所、略歴及び当該資格認定を行うことを相当と認める理由を、警察庁生活安全局生活安全企画課長まで報告すること。

1 級 検 定 受 検 資 格 認 定 申 請 書

公安委員会 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定の受検資格を有することの認定を申請します。

理由

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

備考

「理由」は、警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。

1級検定受検資格認定書

住所

氏名

殿

警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に規定する1級の検定の受検資格を有することを認定します。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第3号(2関係)

(表面)

1級検定受検資格不認定通知書

住所

氏名 殿

警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に規定する1級の検定の受検資格を有する者とは認定しないので通知します。

理由

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別添 2

学科試験及び実技試験の実施要領

1 趣旨

この実施要領は、法第 23 条第 2 項の規定による学科試験及び実技試験を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 体制等

(1) 検定担当者

検定担当者は、学科試験及び実技試験の実施の監督を行う。

(2) 検定試験員

検定実技試験員に指定された警察職員は、検定試験員として、学科試験及び実技試験の採点等を行う。

(3) 検定補助員

保安課長は、所属の職員の中から検定補助員を指定する。

検定補助員は、学科試験及び実技試験の実施時における検定試験員の補助、採点票の集計、受検者の受付、案内及び誘導等の補助活動を行う。

(4) 担当者の識別

検定担当者、検定試験員及び検定補助員については、その区分を明示した名札、腕章等を装着させること。

3 実施基準

(1) 実施方法

ア 学科試験及び実技試験は、検定の種別及び級ごとに実施する。

イ 警備業務の種別ごとの学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準は、施設警備業務については別表 1、雑踏警備業務については別表 2、交通誘導警備業務については別表 3、核燃料物質等危険物運搬警備業務については別表 4、貴重品運搬警備業務については別表 5 のとおりとする。

ウ 学科試験は、5 枝択一式 20 問の筆記試験により行うものとし、その配点は、1 問につき 5 点とし、100 点満点とする。

エ 学科試験の問題は、警察庁生活安全局生活安全企画課作成の学科試験問題例に掲載されている問題又はこれと難易度が同程度の問題とする。

オ 学科試験の試験時間は 60 分とし、原則として途中退場は認めない。

カ 採点は、受検者一人につき一人の検定試験員が行い、採点方法は、減点式採点法とし、採点票の減点欄に記載された配点の範囲内で減点するものとする。

キ 実技試験の途中であっても、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかなきときは、中止することができるものとする。

(2) 合否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、検定規則第6条第2項及び第4項の規定により、90パーセント以上の成績であることに留意すること。

(3) 受検票の携帯

受検票を携帯しない者には、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合においては、本人であることが確認できたときに限り受検させることができる。

(4) 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合であって、学科試験及び実技試験の開始後20分以内であるときは、受検させることができる。

(5) 不正行為をした者

ア 学科試験又は実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については、以後の試験を受けさせないこと。この場合において、当該者についての得点は0点とする。

イ 学科試験又は実技試験の終了後、受検者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該不正行為を行った者についての得点は0点とする。

(6) 問題用紙等の回収

問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して配布した書面で試験の内容に関するものは、試験の終了後に回収するものとする。

(7) 合格者の発表

学科試験及び実技試験それぞれの試験終了後、速やかに合格者の氏名及び受検番号を、受検者等が確認できる適宜の方法により発表するものとする。

なお、受験者の得点は公表しないこと。

ただし、受検者本人が自分の得点の教示を申し出た場合は、同人に対し同人の得点のみを教示するなど、適宜対応しても差し支えない。

(8) 成績証明書の交付

実技試験の合格者発表後に、その場において合格者に成績証明書を交付するものとする。

4 学科試験実施上の留意事項

- (1) 試験問題の表紙の適宜の場所に受検上の注意事項等を明記すること。
- (2) 試験問題の作成に当たっては、文章の表現方法等から、正答が容易に推知されないように配慮すること。
- (3) 解答枝の配列については、枝の前後関係から、正答が容易に推知されないように配慮すること。
- (4) 別途送付する学科試験問題例は、検定担当者が保管することとし、部外はもちろん、部内においても関係者以外に閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。
- (5) 採点に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 5枝択一式であるので、1問につき2個以上の解答をした場合は、その解答は0点とすること。
 - イ 解答が判読し難いなど不明瞭である場合は、その解答は0点とすること。

5 実技試験実施上の留意事項

- (1) 実技試験の実施は、検定担当者の指揮の下、検定試験員及び検定補助員による総合的な運用が特に要求されるので、実技試験実施前の適宜の時期に十分な打合せを行うこと。
- (2) 検定試験員には、事前に実技試験問題及び採点票の内容を十分に説明し、採点上の公正性及び厳格性の確保に努めること。
- (3) 実技試験の会場は、実施する種目、天候等を考慮して、適宜、屋内又は屋外を選択すること。
- (4) 公正性の確保のため、会場内に受検実施者以外の受検者が待機できる控室（待機所）を準備すること。
- (5) 資機材の準備に当たっては、規格、材質、大きさ等が不斉一とならないように配慮すること。
- (6) 実技試験の実施に当たって、受検者の数によっては、適宜班編成をして運用するなど効率的な実施に配慮すること。
- (7) 実技試験の受検者に受検票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一見して識別できるようにすること。

- (8) 実技試験の開始前に、受検者を集合させ、進行順序、受検上の注意事項、実施要領等について説明し、実技試験が円滑に運用できるように配慮すること。
- (9) 種目ごとの説明に当たっては、適宜の場所において、受検者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明すること。
- (10) 各種目の実技実施中、制限時間内に受検者が実技を終了した場合は、その場に起立させるなどして、未了者との区別を図ること。
- (11) 検定試験員等は、採点中、受検者と不必要な会話をしないこと。
- (12) 採点項目が多岐にわたっているので、受検者を交代させる際、検定試験員の採点時間の確保に留意すること。
- (13) 次の受検者を入場させる前に、使用資機材等会場の設定状況を同一の状態にしておくこと。
- (14) 受検者の負傷等に備え、救急箱等を準備しておくこと。

6 成績証明書交付後の合格の取消し

- (1) 偽りその他不正の手段により学科試験又は実技試験を受けた者に対しては、合格を取り消すことができる。
- (2) 前記(1)により合格を取り消した場合は、次に掲げる事項を行うこと。
 - ア 合格を取り消した旨を公示すること。
 - イ 直ちに成績証明書不交付通知書（別記様式）を交付し、成績証明書は交付しないこと。なお、既に成績証明書を交付しているときは、返納させること。
- (3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長に、取り消した者の氏名、本籍、住所及び成績証明書の番号を報告すること。

別表1(3関係)

施設警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1級			2級								
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	試験 区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	施設警備業務の形態	3	15	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	3	15	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	
			施設警備業務の実施と基本的人権					警備法第15条					
			施設警備業務検定1級合格者の役割					警備員の使命と心構え					
法令に関する こと。	学科	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点	3	15	学科	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条)	5	25	学科	警備業務の実施の適正を確保するための必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	
			警備法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条)					憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)					憲法(人権についての概略的知識)
			刑法(非刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等)					刑事訴訟法(現行犯逮捕についての全般的知識)					刑法(正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入についての概略的知識)
警備業務対象施設における 保安に関する こと。	学科	人又は車両等の出入の管理(以下「出入管理」という。)の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	物品搬送許可書等を使用した出入管理の方法	6	30	15	実技	基本的な報告要領	6	30	学科	施設警備業務用機器に関する高度に専門的な知識を有すること。	
			車両の出入管理と事故の防止					重要施設における巡回実施要領					巡回の目的と重要性
			爆発物等に対する予防に関する知識					不審な物件又は不審者発見の着眼点					巡回における着眼点及び留意点
警備業務対象施設における 保安に関する こと。	実技	出入管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	携帯型金属探知機による隠匿物件の発見要領	6	30	15	実技	手荷物開袋検査及び携帯用金属探知機を使用した出入管理要領	6	30	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。	
			巡回の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。					重要施設における巡回実施要領					巡回の目的と重要性
			巡回を行う高度に専門的な能力を有すること。					不審な物件又は不審者発見の着眼点					巡回における着眼点及び留意点
警備業務対象施設における 保安に関する こと。	学科	携帯用無線装置、金属探知機、侵入検知装置、遠隔監視装置その他施設警備業務を実施するために使用する機器(以下「施設警備業務用機器」という。)に関する高度に専門的な知識を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法	1	5	学科	施設警備業務用機器に関する高度に専門的な知識を有すること。	携帯用無線装置の機能と操作要領	6	30	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。	
			非常用放送設備の機能及び使用方法					重要施設警備業務用機器の種類と管理方法					火災の基礎知識
			施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。					総合管理システムの機能及び使用方法					消防用設備の基礎知識
施設警備業務対象施設における 保安に関する こと。	実技	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法	1	5	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。	重要施設警備業務用機器の種類と管理方法	6	30	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。	
			非常用放送設備の機能及び使用方法					消防用設備の基礎知識					
			施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。					総合管理システム、非常用放送設備の誤作動の原因の解明					消火器の機能及び使用方法
施設警備業務対象施設における 保安に関する こと。	実技	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法	5	15	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。	火災の基礎知識	6	30	実技	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	
			非常用放送設備の機能及び使用方法					非常用放送設備の基礎知識					
			施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。					総合管理システムの機能及び使用方法					非常用放送設備の基礎知識
施設警備業務の 管理に関する こと。	学科	警備業務対象施設の構造、周囲の状況その他施設警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義と重要性	1	5	学科	警備計画書及び警備指令書の作成要領	事前調査実施上の留意事項	1	5	実技	警備計画書及び警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)	
			警備計画書及び警備指令書の作成要領					警備計画書及び警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)					
			警備業務対象施設の構造、周囲の状況その他施設警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務を能率的かつ安全に実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。					警備計画書及び警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)					

警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	脅迫電話（爆破予告）等の対処要領 爆発物発見時の措置 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定	7	3	5	学科	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	不審者又は不審な物件を発見した場合の措置 脅迫電話を受けた場合の措置	6	3	0		
	実技	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	爆発物発見時の措置要領 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定				1 0	実技	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力を有すること。				不審者又は不審な物件を発見した場合の措置要領	1 0
	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故の発生後の指揮命令 警察関係機関等への追加連絡要領				1 0	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				警察機関等への連絡要領	1 0
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警察関係機関等への追加連絡要領				1 0	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。				警察機関等への連絡要領	1 0
	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点（出血、意識、顔色、呼吸、脈拍、瞳孔等） 火災発生時における避難誘導の実施要領				5	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				救急法の意義と重要性 負傷者等の応急手当の概要 避難誘導の措置及び留意点	5
	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	非常用放送設備を使用した避難誘導要領				5	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。				三角巾を使用した止血要領 負傷者の搬送要領	5
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術（応用）				5	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。				警戒棒の取扱い 警戒杖の取扱い 非金属製の楯の取扱い 徒手の護身術（基本）	5
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術（応用）				5	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。				警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領 徒手の護身術（基本）	1 0
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の態様と適切な対応 火災発生時の対処要領（屋内消火栓の使用要領、消防隊への引継ぎ）				5	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				火災発生時の対処要領 事故等の発生時における心構え 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ	5
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	屋内消火栓の使用法				5	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。				火災発生時における自動火災報知設備による館内放送要領	5

別表2 (3関係)

雑踏警備業務検定 (1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 (警備員等の検定等に関する規則)	試験区分	1級			2級					
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数 学科 実技	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数 学科 実技			
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	雑踏警備業務の形態 雑踏警備業務の実施と基本的人権 雑踏警備業務検定1級合格者の役割	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 雑踏警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命感と心構え	3	15
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点				警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条) 礼式と基本動作		
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第21条) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊厳、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 遺失物法(全般についての知識)	5	25	学科	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条) 憲法(人権についての概略的知識) 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条) 憲法(人権についての概略的知識) 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識)	5	25
		軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条のほか、緊急自動車の要件等についての知識) 軽犯罪法(全般についての知識) 民法(損害賠償)				軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条) 軽犯罪法(概略的知識)		
雑踏の整理に関すること。	学科	ロープその他の雑踏警備業務を実施するために使用する各種資機材(以下「雑踏警備業務用資機材」という。)の使用法に関する高度に専門的な知識を有すること。	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備実施要領 群集の整列を行う判断 群集密度と歩行速度 群集密度の決定要素 群集の誘導、停止及び分析の方法 群集圧力の抑制の方法 緊急の場合の動線の確保	5	25	学科	雑踏警備業務用資機材の使用法に関する高度に専門的な知識を有すること。	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴 規制広報の重要性及び実施上の留意事項 群集の整列の方法	5	25
	実技	雑踏警備業務用資機材を使用して雑踏の整理を行う高度に専門的な能力を有すること。	群衆密度の変化に応じた群衆動線の切替え 群衆密度の変化に応じた規制の方法 ロープ等を使用した緊急時の規制の方法				雑踏警備業務用資機材を使用して雑踏の整理を行う高度に専門的な能力を有すること。	緊急時の人による群集の規制要領 群集の整列の実施要領		
	学科	人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の理論と過去の事故事例				学科	人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。		
雑踏警備業務の管理に関すること。	学科	雑踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	実地踏査の意義と重要性 実地踏査実施上の留意事項	1	5	学科				
		その他雑踏警備業務を能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領 不測の事態を予測した対応要領							
	実技	雑踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、雑踏警備業務の効率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)	40						

人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	緊急連絡の方法と連絡要領 警備本部への追加連絡要領	7	3	5	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故発生時の把握すべき事項 警備本部への連絡要領	7	3	5	10			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備本部への追加連絡要領				10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。					警備本部への連絡要領	10	
	学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	死傷者多数の事故を想定した模擬訓練実施方法 不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断 折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領				事故発生時の二次災害防止要領 幼児等要保護者の対応要領 負傷者の搬送要領	学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。					事故発生時の二次災害防止要領 幼児等要保護者の対応要領 負傷者の搬送要領	10	
	実技	事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力を有すること。	折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領				10	実技	事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力を有すること。					三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領	10	
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術（応用）				警戒棒の取扱い 徒手の護身術（基本）	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。					警戒棒の取扱い 徒手の護身術（基本）	10	
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の応用操作 徒手の護身術（応用）				警戒棒の基本操作要領 徒手の護身術（基本）	10	実技					護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の基本操作要領 徒手の護身術（基本）	10
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故発生時の指揮及び警備員の統制要領 パニックを起こさせない誘導広報要領 不測の事態による規制を行う場合の広報要領				事故発生時の初動措置要領 現場保存の意義及び実施上の留意点	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。					事故発生時の初動措置要領 現場保存の意義及び実施上の留意点	3	
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	不測の事態による規制を行う場合の広報要領 規制を行う場合の迂回路の選定要領				緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認めた場合の禁止広報要領	10	実技					その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認めた場合の禁止広報要領	3

別表3 (3関係)

交通誘導警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目	試験区分	1級				2級					
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務の形態 交通誘導警備業務の実施と基本的人権	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 交通誘導警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え	4	20	
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条) 礼式と基本動作			
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(全般についての知識) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、拘留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての全般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての知識) 遺失物法(全般についての知識)	5	25	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条) 憲法(人権についての概略的知識) 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識)	6	30	
		道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条のほか、緊急自動車の要件等についての知識)				道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条)			
車両等の誘導に関すること。	学科	さく、赤色灯その他の交通誘導業務を実施するために使用する各種警備器材(以下「交通誘導警備業務用資機材」という。)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導業務用資機材の管理方法 現場情勢の変化に即した交通誘導業務用資機材の配置	4	20	実技	交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務用資機材の種類、機能及び使用方法 交通誘導警備業務用資機材の点検及び整備	5	25	
	実技	交通誘導警備業務用資機材を用いて人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	交通誘導現場に応じた重要交通誘導用資機材の選定 交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の配置 交通誘導現場に応じた警備員の配置				交通誘導現場に応じた重要交通誘導用資機材の選定 交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の配置 交通誘導現場に応じた警備員の配置	小旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 誘導灯を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 大旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 その他交通誘導警備業務用資機材の使用方法			
	学科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	交差点付近における交通誘導要領 交互通行における交通誘導要領 緊急車両等接近通過時の留意点 拡声器による交通誘導要領 交通誘導現場の指揮要領				人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うための必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	合図実施上の留意点 合図の種類と基本動作 合図実施のための位置の選定 合図実施中における受傷事故の防止 工事現場の出入口、対面通行等における交通誘導			
	実技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領 交互通行規制での工事車両に対する交通誘導要領				人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	合図実施のための位置の選定 警笛及び素手の合図による車両の後進誘導要領 合図の基本動作			
交通誘導業務の管理に関すること	学科	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義 交通量及び道路状況等の事前調査実施上の留意点 交通規制の実施状況等の事前調査実施上の留意点	2	10						
	学科	その他交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領 交通誘導警備業務用資機材の配置要領 警備員の配置要領								
	実技	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情を勘案して、交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)		20						

工事現場その 他人又は車両 の通行に危険 のある場所 における負傷 等の事故が 発生した場合 における応急 の措置に関 すること。	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察機関等への追加連絡要領 第三者への依頼による警察機関等への連絡要領	7	3	5	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡要領	5	2	5	2	5	10				
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警察機関等への追加連絡要領				10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。							警察機関等への連絡要領	20		
	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当実施上の留意点 事故の現場における迂回路等への交通誘導要領				10	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。							救急法の意義と重要性 負傷者等の搬送要領及び応急手当の概要 交通誘導資機材を使用した道路における危険防止措置要領	10		
	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	事故の現場における迂回路等への交通誘導要領					実技	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。							三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領			
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術（応用）					学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。							警戒棒の取扱い 徒手の護身術（基本）			
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の応用操作 徒手の護身術（応用）					実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。							警戒棒の基本操作要領 徒手の護身術（基本）			
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群衆心理の態様と適切な対応 拡声器による広報要領					10	学科							その他事故の発生時における応急の措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。		消火器の機能及び使用方法 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ 事故の発生時における二次災害の防止要領	10
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領						実技							その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。		交通事故の発生時における二次災害の防止要領	

別表4(3関係)

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 (警備員等の 検定に関する 規則)	試験 区分	1級			2級						
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	3	15	
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的人権 核燃料物質等危険物運搬警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意事項				核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え 警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条)				
法令に関する こと。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(全般についての知識) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 遺失物法(全般についての知識)	4	20	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	憲法(人権についての概略的知識) 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識)	6	30	
		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(運搬届出等)についての一般的知識 道路運送車両法(点検等についての一般的知識) 原子力基本法(全般についての知識) 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(運搬届出等についての一般的知識) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(運搬届出等についての一般的知識) 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(全般についての知識) 消防法(火災発見者の通報義務等についての知識) 電波法(運用全般についての一般的知識)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(運搬届出等)についての概略的知識 道路運送車両法(放射性物質等を積載する車両についての概略的知識) 道路交通法(交通規制についての概略的知識) 原子力基本法(概略的知識) 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(運搬届出等についての概略的知識) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(運搬届出等についての一般的知識) 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(全般についての知識)								
核燃料物質等危険物に関する こと。	学科	核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	放射線による被曝の態様 放射線の影響と許容量 化学兵器及び毒性物質の性質 原子炉の種類と仕組みの基礎的知識 プルトニウム、MOX燃料、高濃縮ウラン燃料等の性質	1	5	学科	核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	放射線の基本的な知識と放射線防護の原則 原子の構造とウラン核分裂の仕組み 核燃料物質等危険物に関する基本的知識 化学兵器及び毒性物質に関する基本的知識	2	10	
		核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。	スケルチ回路、受信メリットその他車載用無線機及び携帯用無線機操作上の留意点 A型、L型、BM型、及びBU型容器の構造と運搬方法				核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。				
車両による 伴走及び周囲の 見張りに関する こと。	学科	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法 車両が故障した場合の応急措置要領 車両の休憩地における点検要領	5	25	学科	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換要領 車載用無線機の点検 携帯用無線機の点検	4	20	
			伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。				車両の休憩地における点検要領	車載用無線機の点検要領			
	学科	車両による伴走を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持 トンネルの安全通過要領	5	25	学科	車両による伴走を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	各警備業務用車両の役割及び各車両内における警備員の役割分担 的確な車間距離と車線の変更要領 隊列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導方法	4	20	
			運搬中における周囲の見張りを行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。					警察官に停車を命ぜられた場合の対応 各警備用車両間の無線通信要領 積載車両の緊急停止時における措置要領			

(車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。)	実技	運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	警備用車両間の無線通信要領 警察官に停車を命ぜられた場合の対応 積載車両の緊急停止時における適切な警備員の配置等による警戒要領	(5)	(25)	10	実技	運搬中における周囲の見張りを 行う専門的な能力を有すること。	VT R映像等による駐車場所及び運行中における警戒要領	(4)	(20)	20				
	学科	運搬中において、当該警備業務の実施に際し指令業務を行う者その他の関係者(以下「指令業務担当者等」という。)への連絡を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡			学科	運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 定所連絡及び定時連絡の要領								
	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡			10	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領							
核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。	学科	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義と重要性 運搬経路の事前調査実施上の留意点 調査日時選定上の留意点	2	10	20	実技	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	事前調査の意義と重要性 運搬警備計画書及び警備指令書の作成要領 警備用車両及び資機材の配置要領 警備員の配置要領	放射線量測定用機械器具の種類と原理 ガラスバッジの構造、機能、操作方法及び管理方法 GMサーベイメーターの構造、機能及び操作方法	5	25	10			
	学科	その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬警備計画書及び警備指令書の作成要領 警備用車両及び資機材の配置要領 警備員の配置要領											学科	放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	
	実技	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)											実技	放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	サーベイメーター、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具(以下「放射線量測定用機械器具」という。)の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	GMサーベイメーターの管理方法 GMサーベイメーターによる放射線源の特定要領	6	30	10	実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。 GMサーベイメーターの構造、機能及び操作方法 GMサーベイメーターの点検と零点補正及び電池の交換要領	5	25	10			
	実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	GMサーベイメーターによる放射線源の特定要領											実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	
	実技	放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	GMサーベイメーターによる空間線量率等の測定要領											実技	放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	
	学科	ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時における放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材(以下「放射線障害等防止用資機材」という。)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領 資機材の管理方法											学科	放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	
	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領											10	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。
	実技	放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。	警戒区域設定の方法 拡声器による広報要領											10	実技	放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。
	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	基地局等への無線連絡要領 原子力の安全対策に関する機関への連絡											学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	基地局等への無線連絡要領											10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の桶の管理及び取扱いの適否 徒手の護身術(応用)											学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術(応用)											5	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。
学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領 立入制限区域の広報要領 群衆心理の態様と適切対応	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。												
実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による立入制限区域等の広報要領	5	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。											

別表5（3関係）

貴重品運搬警備業務検定（1級・2級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 (警備員等の検定等に関する規則)	試験区分	1級			2級						
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務の形態	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	3	15	
			貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権				貴重品運搬警備業務の意義と重要性				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点				警備員の使命と心構え 警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条) 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。				
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由、権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊厳、集会・結社、表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 遺失物法(全般についての知識)	4	20	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条) 憲法(人権についての概略的知識) 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識)	6	30	
		道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法(交通規制についての一般的知識) 道路運送車両法(日常点検についての一般的知識) 電波法(運用についての一般的知識)				道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	道路交通法(交通規制についての概略的知識)			
		貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務用車両の警報装置及び警報送信機の操作方法 警報装置及び警報送信機の構造、機能及び操作方法				貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務用車両の構造、機能及び操作方法 貴重品運搬警備業務用車両装置の名称、その機能及び操作方法 車載用無線機及び携帯用無線機の構造、機能及び操作方法			
		貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警報装置及び警報送信機の操作要領				貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	車載用無線機の点検要領			
貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法 貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領 警報送信機の点検要領	5	10	学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	運行前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換 車載用無線機の点検 携帯用無線機の点検	10	5	
		貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。	警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領 警報送信機の点検要領				貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力を有すること。	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要領			
	実技	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	運搬経路の把握と維持	6	30	学科	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	伴走の方法と警備業務用車両の役割 的確な車間距離による伴走 車列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導要領	5	25	
		運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な知識を有すること。	トンネルの安全通過管理				運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法 駐車場所及び運行中における警戒要領			
	実技	運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	警備員に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領	10	20	実技	運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	ビデオ映像等による駐車場所及び運行中における警戒要領	20		
		運搬に係る貴重品の精却しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な知識を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法				運搬に係る貴重品の精却しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な知識を有すること。	貴重品精却し時の警戒要領 貴重品搬出時の警戒要領 貴重品引渡し時の注意事項 貴重品受領時の注意事項 貴重品精却し時の警戒要領			
	実技	運搬に係る貴重品の精却しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領	20	20	実技	運搬に係る貴重品の精却しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	貴重品精却し時の警戒要領 貴重品搬出時の警戒要領 貴重品引渡し時の注意事項 貴重品受領時の注意事項 貴重品精却し時の警戒要領	25		
		運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	運行計画を変更する場合の指示事項 精却しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着の報告を受けた場合の確認及び指示す事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項				運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 定所連絡及び定時連絡の要領			
	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項	10	10	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領	10		
		運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項				運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領			

貴重品運搬警備業務の管理に関すること。	学科	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事項に関する事前調査を的確に実施するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義と重要性 運搬経路の事前調査実施上の留意点 調査日時選定上の留意点	2	10						
	実技	その他貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領 貴重品運搬警備業務用車両及び資器材の配置要領 警備員の配置要領								
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	基地局等への連絡要領 指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領 警察機関等への追加連絡要領					事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領		
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領	10				事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領		10
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理及び取扱いの適否 徒手の護身術（応用）					護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い 警戒杖の取扱い 非金属製の楯の取扱い 徒手の護身術（基本）		
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術（応用）	6	30	5		護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の基本操作要領 徒手の護身術（基本）	6	30
その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当ての要領 襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領					その他事故の発生時における応急の措置を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性 負傷者等の応急手当の概要 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ 襲撃、交通事故等事故の形態別措置要領		
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領	10				その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	三角巾を使用した止血要領 負傷者の搬送要領		10

別記様式（6 関係）
（表面）

成績証明書不交付通知書

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

年 月 日に実施した検定の学科試験及び実技試験に係る成績証明書については、交付しないので通知する。

住 所			
氏 名		生年月日	
理 由			

裏面に教示文があります。

（裏面）

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。